

食流機構

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
http://www.ofsi.or.jp/

2019

12月号

No.288

OFSI

I N D E X

- 「消費税軽減税率制度」に対応した経理・申告について
～区分経理（記帳）から消費税申告書作成まで～ ②
- 「消費税軽減税率制度説明会」のご案内
～消費税軽減税率制度および経理・申告のポイントについて～ ⑤
- 房総ジビエ産地懇談会 開催報告 ⑥
- 連載 発見！！素敵なお店②① ⑦
- 農林水産省「消費者の部屋」特別展示開催スケジュール ⑧

巻頭言

我が国は、昨年は西日本各地で、今年は東日本で、これまでにあまり例のないほどの大災害に見舞われた。いずれも台風及びその影響による激しい風と豪雨によるもので、被害にあわれた多くの方々には心からお見舞い申し上げるとともに一日も早い復旧・復興がなされるよう願ってやまない。政府もそのための補正予算や災害緊急特例措置を講ずると思うが、出来るだけ迅速に、実施されるよう願っている。

これらの自然災害を見ると、いずれもここ数十年に経験したこともないような激しいものであり、地球温暖化の影響ではないかと憶測されている。そのため今後も毎年のように起きるのではないかと危惧される。今次の災害の被害が、様々な施策や人々の努力によって復旧・復興したとしても、今後毎年のように大災害が起こるとすれば、どうしたらよいのであろうか？

地球温暖化防止のためには地球的規模で取り組む必要があるが、温暖化の主原因の一つである炭酸ガスの排出規制一つをとっても、アメリカ、中国、ロシアなど主要排出国が同調せず、近い将来実効ある効果は期待できそうにない。国内的には、ハード・ソフト合わせて様々な対策が必要と考えられる。

ハードの対策としては、山地災害の防止とか河川の氾濫の防止のための治山事業やダムや堤防の建設や管理が重要である。今年の台風19号による多くの河川の堤防決壊や越流による被害をみても、上流のダムや河川堤防の整備が問題となっており、それらの機能の強化が重要であることは論を待たない。

しかし、治水ダムについては、わが国の急峻な地形の中ではなかなか適地が見つからず、かつ多額の資金と長い時間をかけて建設しても長くて100年、短ければ30年で上流からの土砂流入によってダムの貯水機能が失われるという問題がある。その土砂を除去して機能を回復することもできるが、山間部では膨大な土砂を廃棄ないし利活用することがなかなか難しい。

河川の堤防の強化は必要であるが、堤防を高くすればするほど上流からの土砂が河床に堆積しやすく、いわゆる天井川になり越流した場合の被害を拡大する恐れがある。

毎年のように大災害に見舞われるとすれば、ハードの対策はなかなか追いつかず、ソフトの対策の充実がより必要になると思う。ソフトの重要なものとしては、災害発生の子報と避難情報が挙げられる。これらが有効に機能することにより、人命の犠牲を少なくすることが何よりも優れた対策といえよう。台風19号は昭和33年の1200名以上の犠牲を出した狩野川台風に匹敵する記録的大雨が降る恐れがあると予報されたが、人命の犠牲ははるかに少なかったのは、この成果といえよう。しかし、被災地では情報の正確さや伝達の方法など様々な問題があったといわれ、関係者の今後の努力が必要であろう。

ともかく今後の大災害に備えソフト面での防災体制をより整備するよう官民ともに努力する必要があると思う。

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

会長 馬場 久萬男

「消費税軽減税率制度」に対応した経理・申告について ～区分経理（記帳）から消費税申告書作成まで～

令和元年10月1日より、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度がスタートしました。軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。

消費税の確定申告に当たっては、消費税額等を税率の異なるごとに区分して計算する必要がありますので、税率の異なるごとに区分した課税売上及び課税仕入れ等を集計する必要があります。

※ 日々の記帳において、取引を税率の異なるごとに区分（区分経理）しておく必要があります。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品＝人の飲用又食用に供されるもの（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

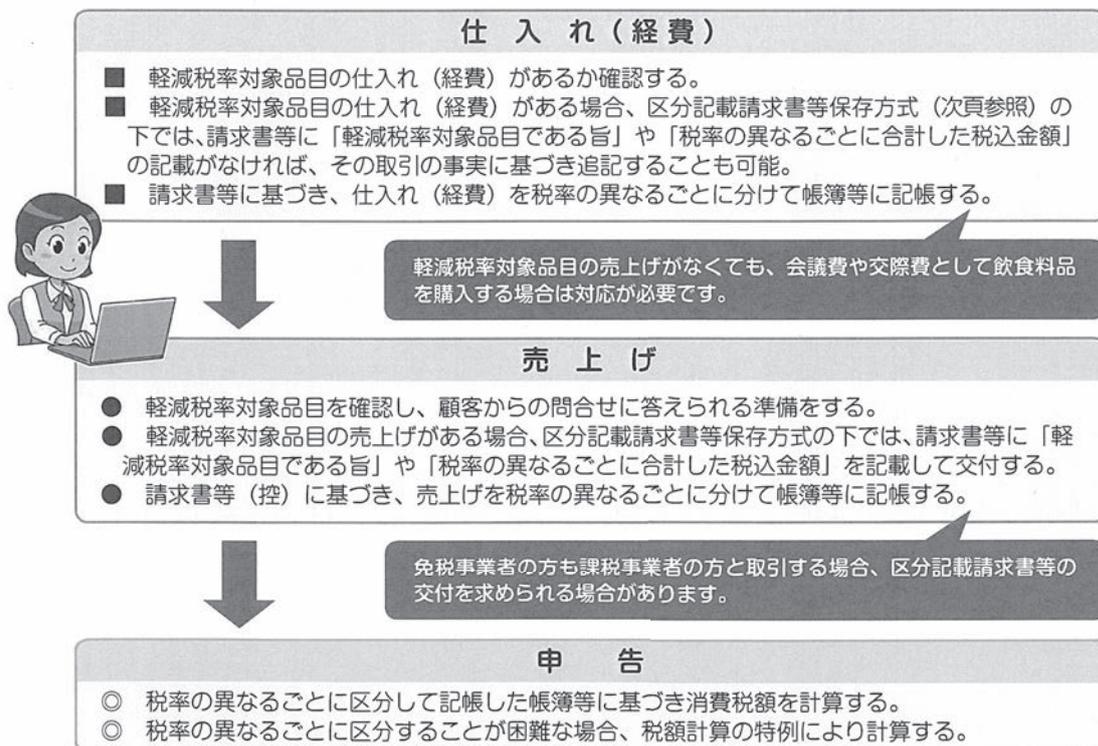
飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

■ 日々の業務で対応が必要となること



■ 軽減税率制度が実施される令和元年10月1日を含む課税期間
 (例：平成31年1月1日～令和元年12月31日)の税率区分)

適用時期 区分	令和元年9月30日まで (以下「旧税率」という)	令和元年10月1日から	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

■ 帳簿及び請求書等の記載と保存(令和元年10月1日～令和5年9月30日)

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ(経費)がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)の発行や記帳などの経理(区分経理)を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

<【請求書等保存方式】と【区分記載請求書等保存方式】の比較>

期間	記帳への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額	①請求書発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額 ⑤請求書受領者の氏名又は名称
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) ⑤軽減税率対象品目である旨	(上記に加え) ⑥軽減税率対象品目である旨 ⑦税率の異なるごとに合計した税込金額

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

2 仕入れ先から交付された請求書等に「⑥軽減税率対象品目である旨」や「⑦税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

■ 帳簿と請求書の記載例

請求書

株〇〇御中
XX年11月2日

割り箸 550円
牛肉※ 5,400円
⋮
合計 43,600円
(10%対象 22,000円)
(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目 株△△

税率の異なることに合計した税込金額

税率(10%、8%)の異なることに合計した税込金額を記載する。

軽減税率対象品目である旨

① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

総勘定元帳(仕入れ) 株〇〇

XX年	月	日	摘要	借方	貸方
11	2		株△△ 雑貨	22,000	
11	2		株△△ 食料品※	21,600	
⋮	⋮		⋮	⋮	⋮

※は軽減税率対象品目

【請求書】
これ以外に、例えば次のような方法があります。
① 同一請求書内で、商品を税率の異なることに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
② 税率の異なることに請求書を分けて発行する。

【帳簿】
税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

「請求書」には、個々の商品名の記載が必要となりますが、中小規模の小売店等が利用している多数の商品登録が行えないレジにより発行されるレシートへの商品名の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど(割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品)、その取引が課税資産の譲渡等であり、かつ、軽減税率が適用される取引か否かが判別できる程度の記載があれば差し支えありません。

「帳簿への取引内容の記載」は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど(割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品)、申告時に帳簿に基づいて消費税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

軽減税率制度に関するお問合せ先 【消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)】

フリーダイヤル 0120-205-553 (又は 0570-030-456 (有料))

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

上記の各ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「3」を選択いただいても、軽減コールセンターにつながります。(税務署の連絡先は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。)

★出典：よくわかる 消費税 軽減税率制度 (国税庁・平成30年7月)
消費税の軽減税率制度に対応した 経理・申告ガイド
～区分経理(記帳)から消費税申告書作成まで(国税庁・令和元年6月)

当機構では、これらについて具体的に解説する説明会を開催します

詳細は
次頁へ!

「消費税軽減税率制度説明会」のご案内

～消費税軽減税率制度および経理・申告のポイントについて～

消費税軽減税率対策窓口相談等事業

10月から消費税軽減税率制度がスタートしましたが、皆様の対応状況はいかがでしょう。

今年度の消費税の経理及び申告は、標準税率と軽減税率の複数の税率が初めて採用されることになります。複数の税率に対応するため、事業者の皆様には、日々の業務で税率ごとに「区分経理（記帳）」をすることが求められています。

そこで、改めて制度について理解を深め申告に備えていただくために、以下のとおり「消費税軽減税率制度説明会」を開催いたします。

本説明会では、消費税軽減税率制度および経理・申告のポイントについて、国税庁（予定）の方を講師に迎え、具体的かつ分かりやすく解説していただきます。

また、その場で疑問を解決するために質疑応答・個別相談の時間も用意しておりますので、ぜひ本説明会にご参加下さい。

◆開催日程

	開催日程	会場	アクセス
東京会場	12月 3日 (火)	UDXカンファレンス Room F (千代田区外神田 4-14-1)	JR「秋葉原」駅下車 電気街口より徒歩2分
福岡会場	12月10日 (火)	リファレンス大博多ビル貸会議室 1109 (福岡市博多区博多駅前2丁目 20-1 大博多ビル)	JR「博多」駅下車 博多口より徒歩7分
大阪会場	12月19日 (木)	大阪産業創造館 6階 会議室 E (大阪市中央区本町 1-4-5)	地下街「堺筋本町」駅 下車 徒歩5分

◆受講料：無料（事前登録制）

◆プログラム

時間	講演内容
13:00～	受付開始
13:30	開 会
13:30～14:30	消費税軽減税率制度および経理・申告のポイントについて 講師：国税庁（予定）
14:30～15:00	質 疑 応 答
15:00	閉 会
15:00～15:30	個別相談対応

◆申込方法

会場スペースの関係上、ご参加は事前登録制とさせていただきます。

食流機構ホームページの当該事業案内頁に（http://www.ofsi.or.jp/keigen_zeiritsu/seminar/）「参加申込フォーム（Web送信用）」又は「参加申込書（Fax送信用）」を用意しております。

◆お問い合わせ先

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構 業務部（TEL：03-5809-2176） 担当：田中



発見！！ 素敵なお店①



日本一美味しい味噌煮込みうどんを目指す！「みのや」

令和元年も今月で終わり。今年は元号もかわり、新たな幕開けの年でしたが、皆さんはどのような1年をお過ごしでしたか？自然災害も多く、心休まることが少ない年でしたが、年末年始くらいは、心穏やかに過ごせることを祈念しています。

さて、急に寒くなってきましたね。愛知県の方が寒くなってくると恋しくなるのが、「味噌煮込みうどん」。今回は、元メジャーリーガーのイチロー選手が生まれ育った愛知県西春日井郡豊山町にて、味噌煮込みうどんにこだわる「みのや」さんをご紹介させていただきます。

①父の遺志と自分らしさを見つけるために

「煮込みうどんと言えば、みのや」と地元のお客様に愛され、3年後には創業50年を迎えます。現在は、2代目の堀江卓司さんが店主を務めています。

卓司さんが名古屋市内のそば・うどん屋で修業している最中に、先代が急逝され、急遽、店主となり、先代の遺志を継ぎ、自分らしいお店づくりをしていきたい！と奮闘しています。

店主の卓司さんは、先代のお父さんと一緒に厨房に立つことはかなわなかったものの、先代がこだわった「手打ち」の技術を受け継ぎ、平成12年に家業を継ぎました。

しかしながら、先代の味を引き継ぐだけでは、経営は厳しく、何とかして自分の味を見つきたいと平成25年から、店の定休日には、東海、関西、香川を中心に各地のうどん屋さんへ足を運び、うどんを片っ端から食べました。なんとその数は5年間で延べ500軒。

麺の食感の違い、うどんの提供方法、国産小麦を使った麺づくりなど、実際に自分の舌で味わい、見て、聞いて、自分のうどん作りに活かす！この行動力と好奇心が現在の「みのや」を支える原動力になっています。

②愛知県産「きぬあかり」

愛知県には「味噌煮込みうどん」や「きしめん」といった独自の麺文化があります。そこで、愛知県農業総合試験場は、これまでの小麦の欠点を克服し、収量性が高く、高品質な小麦を目指して、平成12年から品種改良に取組み、美味しい麺ができる新品種を開発しました。それが「きぬあかり」です。

きぬあかりは3つの特性に秀でています。1つ目は、4種のグルテン遺伝子により、しっかりとしたコシのある食感の麺を作ることができます。2つ目は、日本麺に適した「やや低アミロース品種」で、つるつるでもっちりした麺を作ることができます。3つ目は、麺の色をくすませる配分が低く、優しいクリーム色のきれいな色の麺を作ることができます。

2代目が各地を食べ歩き、まさに理想としていた麺こそ、地元愛知県産小麦のきぬあかりで作ることができる麺だったのです。

③日本一美味しいと言われる「味噌煮込みうどん」へ

当店の味噌煮込みうどんのこだわりは3つ。

(1) 愛知県産「きぬあかり」を100%使用した麺

きぬあかりは、水分をよく吸収するため、「しっかりとしたコシがあり、つるつるでもっちりとした食感」の麺を作るためには、気温や湿度によって水分量を調整する必要があります。

特に「味噌煮込みうどん」は食べ進むうちに、麺につゆがしみ込んでいって、味や食感が変わっていくため、最初の一口目から最後まで美味しく食べていただけるように「煮込みに負けない麺」を考案しました。

(2) 煮込みに負けない手打ち麺

煮込みに負けない麺にするために、通常よりも多くの水を使用し（多加水麺）、しっかりと練り上げ、足踏みを15分程度行うことで、弾力のある太麺に仕上げています。

(3) 原材料にこだわる出汁

当店ではかけ用と煮込み用で出汁の種類を変えています。煮込み用には「さば節」、「むろ節」、「宗田節」の3種類を使用し、味噌との相性が良い「さば節」を主体にしたことで、コクや甘みが引き立ちます。

このように味噌煮込み用にこだわった麺や出汁がお客様の「味噌煮込みと言えば、みのや」という声につながっています。

(文責：中小企業診断士 石川明湖)



店舗外観



一番人気の「味噌煮込みうどん」



サバ節を主体とした出汁



2代目の堀江卓司さん

みのや

<住所> 愛知県西春日井郡豊山町豊場流川 189

<TEL> 0568-28-2857

<営業時間> 昼 11:30 ~ 13:40 夜 18:00 ~ 20:30

<定休日> 毎週木曜日、第2・第3水曜日

<FBページ>

https://m.facebook.com/miso2com/?locale2=ja_JP

農林水産省「消費者の部屋」特別展示開催スケジュール

農林水産省「消費者の部屋」では、消費者の皆様に食料、農林水産業、農山漁村等に関する情報の提供を行う特別展示を行っております。その開催スケジュール（令和元年12月分）をご紹介します。ご興味のあるテーマがありましたら、是非見学にお立ち寄りください。

期 間	特別展示名	展示内容	担当
12月2日 ～ 12月6日	国有林野で遊び、学ぼう！	皆様がなかなか知る機会の少ない「国有林野」について、ボランティア団体などによる森林整備活動や森林環境教育の取組など国有林野を利用した様々な取組を紹介するほか、全国各地にある「レクリエーションの森」におけるスキーをはじめとした森林レクリエーションについて紹介し、国有林は、国民に開かれたのものであることをご理解いただきます。	林野庁 国有林野部 経営企画課 国有林野総合 利用推進室
12月9日 ～ 12月13日	ジビエをもっと身近に！ ～おいしいジビエや 様々な加工品をご紹介～	今、話題の野生鳥獣肉（ジビエ）について、安全でおいしいジビエを供給する取組、ジビエ料理や加工品のほか、様々な分野でのジビエ利用の取組、野生鳥獣による農作物被害の現状や防止対策など、ジビエ利用拡大に向けた様々な取組を紹介します。	農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農 村環境課 鳥獣対策室
12月16日 ～ 12月20日	新しいJAS、はじめました ～日本の魅力を伝える 規格・認証～	身近に存在するJAS製品とともに、海洋水産資源の保全に繋がる水産養殖産品や、オーガニックレストランのJASなど、今後ビジネスでの活用が期待される新しいJASを分かりやすくご紹介します。2017年に新たな制度としてスタートしたJASを広く知っていただくとともに、身近に存在するJAS製品や現在の取り組み等を紹介させていただきます。	食料産業局 食品製造課 基準認証室
12月23日 ～ 12月27日	農林水産省職員生活 協同組合のご紹介	「農林水産省職員生活協同組合」は、農林水産省職員等の方々の生活向上を目指し、消費生活協同組合法に基づいて昭和37年に設立された職域生協です。その運営は、一般の生協と同様に組合員の出資により運営され、組合員の暮らしに役立つ活動を行い、暮らしを幅広くサポートしています。今回は、皆様方に農林水産省に密着した生協としての、多種多様な活動について紹介させていただきます。	農林水産省 職員生活協同 組合

※ この特別展示スケジュールは、予告なく追加・変更されることがあります。

- (1) 入場は無料です。
- (2) 特別展示は、期間中の月曜日から金曜日まで行っています。ただし、祝祭日、年末年始は閉室です。
- (3) 開室時間は、10時から17時までです。ただし、展示初日は12時から17時、展示最終日は10時から13時です。
- (4) アクセス：東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線の霞ヶ関駅下車。A5、B3aの出口すぐ（右地図参照）。

◆ 詳しくは、消費者の部屋（☎ 03-3591-6529）にお問い合わせ下さい。



編集後記

▶先日、豊洲市場を視察させていただく機会に恵まれました。早朝、高らかな鐘の合図のあとマグロのせりが始まり、広大なフロアをセリ人が移動しながら呼びかけ、買い手が片手の指で値段を示し、数秒で次々とせり落とされていくマグロ。セリ人と買い手との絶妙な掛け合いで、次々と買い手が決まっていく松茸や生わかび。その熱気を目の前で体感する、大変貴重な経験をさせて

頂きました。

▶今月掲載した「消費税軽減税率制度に対応した経理・申告について」ですが、日々の業務で『区分経理』が如何に重要かが分かりました。決算期になって慌てないように、しっかりと準備を進めていただくためにも、ぜひ当機構でも開催する「説明会」にご参加下さい。
(K)